

りそな企業年金研究所

りそな年金FAX情報



《確定給付企業年金関連》

平成22年11月9日

確定給付企業年金法に基づく監査の実施について

平成22年11月1日付けで、厚生労働省年金局長から地方厚生(支)局長宛で「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」(年発1101第1号)の発出が行われました。以下に主な内容をご案内いたします。

I. 監査の目的

確定給付企業年金法 第101条及び102条に基づく報告の徴収及び監督の方針を定めたもので、具体的には今般発出された通知により制定された「確定給付企業年金監査実施要綱」により、「確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主及び確定給付企業年金基金の事業運営が確定給付企業年金法等の法令及び確定給付企業年金に係る規約等に基づき適正に実施されているか」を行政が個別に検証し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、適正かつ効率的に運営されるように指導することを目的とするものです。

II. 監査の類型及び実施方式

監査は、一般監査及び特別監査となります。

(1) 一般監査

一般監査は、監査実施計画に基づき定期的に書面監査及び実地監査により行われます。

① 書面監査

監査対象となる企業年金の事業主及び基金に対し、様式を送付し、記入・提出を求め、法令等に基づき事業運営が適正に実施されているか監査が行われます。

② 実地監査

監査対象となる企業年金の事業主及び基金に監査職員が赴き、必要な限度において企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧し、関係者から聴取を行うことにより、法令等に基づき事業運営が適正に実施されているか監査が行われます。

(2) 特別監査

特別監査は、必要に応じて行われます。

III. 監査の対象

(1) 一般監査

① 書面監査

企業年金の実施から概ね3年を経過している企業年金の事業主及び基金を対象に、定期的に実施されます。

② 実地監査

書面監査を行った企業年金の事業主及び基金のうち、提出された記載内容等を踏まえ、「事業所又は基金事務所に立ち入り、企業年金に関する関係書類及び帳簿等を開覧し、関係者から聴取を行うことにより、さらに事実関係等を確認する必要がある」と認められる企業年金の事業主及び基金を対象に実施されま

す。

(2) 特別監査

以下のいずれかに該当する企業年金の事業主及び基金を対象に実施されます。

① 企業年金の運営に関し、受給者及び加入者等から法令違反の疑いがある等の通報があった企業年金の事業主及び基金のうち、特別に監査を行うことが必要と認められる企業年金の事業主及び基金

② 一般監査の実地監査において、是正又は改善の命令を行った事業主及び基金のうち特別に監査を行うことが必要と認められる企業年金の事業主及び基金

IV. 監査の手順

(1) 監査実施計画

一般監査の監査実施計画は毎年度、半年毎に策定され、上期については3月に4月から9月までの計画を、下期については9月に10月から3月までの計画が策定されます。

(2) 書面監査の方法

監査対象となる基金又は事業主には、監査通知書とともに監査資料(回答用紙)が送付されます。書面監査の主な内容は次の通りです。

- ・ 適用状況
- ・ 加入者に関する事項
- ・ 給付に関する事項
- ・ 掛金に関する事項
- ・ 財務及び会計に関する事項
- ・ 業務概況の周知状況
- ・ 資産運用に関する事項
- ・ 個人情報保護に関する事項

監査資料は通知到達から概ね 1 ヶ月後を目処に定められる提出期限までに地方厚生(支)局に提出する必要があります。

監査結果は、監査資料提出後、概ね 2 ヶ月以内に地方厚生(支)局より文書で通知されます。

本件に関するご質問などは、弊社の「営業担当者」までお問い合わせください。

<ご照会先>

りそな銀行 信託営業部 東京 03-6704-3407 大阪 06-6268-1297

以上